

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

日時 平成 26 年 6 月 2 日（月） 18:34～19:06

場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<有識者>

駒崎 弘樹 認定 NPO 法人フローレンス 代表理事

<事務局>

富屋誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 保育士不足解消に向けての対応強化
- 3 閉会

（説明資料）

有識者提出資料

○藤原次長 済みません、時間が少し過ぎておりますので、始めさせていただきます。

原委員が後ほど見られます。本日は、NPO法人フローレンスの駒崎弘樹さんにおいていただいております。

後ほど八田座長のほうからお話があると思いますが、成長戦略の改定というのが政府全体で準備に入ってございまして、特に保育の分野でいろんな専門家の方々にお話を聞いたときに保育士不足の話が非常に重要だという中で、かねてから政府のさまざまな審議会でも御議論いただき御提言もされておられます駒崎さんのほうに、特に保育所づくりの問題についての現状、生の声をぜひお話しいただきたいということできょうおいでいただいた次第でございます。忌憚のない御意見をいただければと思いますが、40分ぐらいを

念頭に置いておりますので、10～15分ぐらいでお話をいただいた上で意見交換ということにさせていただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 安倍内閣では女性の社会進出ということに非常に重きを置いています。そこでの鍵は保育だと思うのです。私ども、とりあえず保育士の試験を年に2回ということを要望しているのですが、これについて現場のお立場から、その必要性についてもお話しただければありがたいですし、ほかにも保育について我々が要望すべきようなことがあったら、それについてもコメントいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○駒崎代表理事 皆さん、どうぞよろしく願いいたします。認定NPO法人フローレンス代表の駒崎と申します。

私、3歳の娘と1歳の息子がおります現役の子育て世代であります。と同時に、NPO法人フローレンスという保育事業を営むNPOを経営しております。その現場の観点から、ぜひ今回は提案させていただきたいと思います。

まず、簡単に自己紹介させていただきます。私たちは主に2つの事業をしております。病児保育と小規模保育です。病児保育を始めたのは今から11年前なのですが、きっかけは、私の母親がベビーシッターであることでした。その母親のお気に入りのお客さん、双子のママだったのですが、彼女がきょうで最後にしてほしいということをうちの母親に言われまして、なぜですかと理由を聞いたところ、子供が熱を出してしまった。私が行かせている保育園は37度5分以上預かってくれないのです。だから、私がお社を休んで子供を看病しました。双子だったので、お互いうつし合ってしまった、割と長い間会社を休まざるを得ませんでした。そうしたら会社が激怒して、私は事実上の解雇になってしまったのですということをおっしゃられました。

その話を聞いて、子供が熱を出すのは恐らく当たり前のことでしょうし、親が看病するのも恐らく当たり前のこと。当たり前のことをして職を失ってしまうという社会であるということを知りました。そこから、子供が熱を出したときに保育園にかわってお預かりする新たな仕組みをつくらうということを目指して、この病児保育ということを始めました。2002年から準備して、2005年から、それまでなかった、それまでは病児保育の施設は補助金で運営されていたものは幾つかあったのですが、それでは十分ではない、ならばということで、保育者がその子家に行ってあげて親が帰ってくるまで面倒を見るという訪問型病児保育というものをスタートいたしました。それが2005年からスタートして、今や首都圏3,000世帯以上に病児保育を提供することとなりました。

そのモデルを結局厚労省にも取り上げていただきまして、病児保育事業の中の訪問型というタイプのモデルとなって広がることになりました。また、さらに小規模保育というのもやっております。これはきっかけは我が社の社員が結婚して出産したのですが、待機児童問題で復帰ができなかったということを経験して、待機児童問題は本当に身

近なのだなということをきっかけにしてやってみようと思いました。

当初、その子のために、では認可保育所の1つぐらいつくってあげようと思ったのです。というのも我々保育者はたくさんいましたのでつくれるだろうと思って役所に話を聞きに行ったら、結構ハードルが高かったのです。その中で一番ハードルが高かったのが、定員数です。定員が、子供の数が20人以上いなければ認可しないと言われてしまいました。20人というと結構広くなくてはいけなくて、この部屋よりも広くないといけませんし、また、この部屋だとアウトなのです。というのも、入り口と出口が違うところにあってないとだめだからです。このように普通商業物件でそんなものを見つけるのはすごい大変だろうというようなものしか認められないということにして、大変だなと、そんなの待機児童が集中している都市部にあるのかなというようなぐらいでした。

一方で、待機児童の8割は都市部に集中している。かつ、0～2歳児で待機児童が8割あるというような状況でして、これは困ったなと思ったのです。では、都市部の子の低年齢児の待機児童問題というのはどのように解消すればいいのかなと思ったときに、そもそも大規模な園は都市部には出しづらいのではないかな。ならば、9人とか10人で非常に小規模な園であれば出しやすいのではないかな。つまり、空き家はたくさんあるわけですね。3LDKとか一軒家とかというのは都市部に多々ある。空き家問題みたいなものが問題になるぐらいなので多々ある。そういったところを保育園にコンバートできれば、どんどん待機児童集中エリアにピンポイントで開園できるし、いいのではないかなと思って、小規模にやってみようというように思ったのです。

たまたま当時、内閣官房副長官が知り合いでして、彼に相談したところ、やってもいいのではないかなという話になりまして、厚労省が特別に試験的事業というのを認めてくれました。その試験的事業というものが認められたので、江東区で当時待機児童のメッカというところだったのですけれども、そこで「おうち保育園」という名前で小規模保育園をオープンしました。東雲というエリアがありまして、豊洲東雲というのがベイエリアで待機児童がすごくたくさんいたのですけれども、そのURが持っていたデザイナーズマンションがありまして、そこが非常にスタイリッシュなマンションだったのですけれども、スタイリッシュ過ぎて余り誰も入らなくて空いている部屋があって、そこを借りて9人の保育園ということをやってみました。本邦初。そうしたら、定員9名のところに20名近く申し込みが来たのです。つまり、小規模だろうがなんだろうが困っている人は預けたいと思うということが証明されたわけなのです。

また、都市部において、後ほど御説明しますがけれども、保育スタッフを集めるほうが子供を集めるより大変なのですけれども、その保育スタッフも少人数に引かれて大量に応募してきました。やはり普通の保育所というのは大人数ですので、1対15とかで見ないといけなくなかなか丁寧に見られないというのがフラストレーションになっているということだったので、非常に保育スタッフも喜んできてくれるといったところでうまくいきました。

○八田座長 認可保育園ですか。

○駒崎代表理事 これは一番最初は認可でも何でもない認可外としてやったのです。

○八田座長 認証でもない、登録はしてあると。

○駒崎代表理事 そうです。ただ、自治体からは一応認められて自治体のお金は入っているという特殊な保育園でした。それを内閣府の当時待機児童対策特命チームにいらっしゃった村木厚子さんにお話しして、そうしたら、これはいいと言ってくださって、当時の子ども・子育て新システムという法案の中に入れ込んでくださったのです。それが一昨年に国会を通りまして、子ども・子育て支援法という名前になりまして、小規模認可保育所という新たな制度ができたのです。これは6～19人の子供たちを見る小規模な園でも認可するよという制度です。六十数年ぶりに保育制度に新たなカテゴリーができたという瞬間でした。

これによって、来年の4月から、全国で「おうち保育園」のような小規模保育ができる時代に相成りましたということで、非常に待機児童解消の心強いツールができたというわけなのです。この小規模保育はこれからどんどん広がってきますので、全規模小規模保育協議会というのをつくりまして、我々のノウハウをみんなに教えてあげて、質の高い小規模保育がどんどんできるように、そういう活動も今進めておりますということで、ある種の規制緩和といえますか、岩盤が打ち破られたということは非常にうれしいなと思いました。

さて、自己紹介だったのですけれども、今困っていることということで、先ほどお話にありました保育士不足です。保育士が足りない、来ないという問題がございまして、都内各所で4月の開園ができなかったみたいな園が多々ありました。なんで保育士が不足しているのかというところを簡単に言うと、処遇が低いからというところがあるわけなのですけれども、これは財源を確保して処遇を上げないといけません。ただ、それはなかなか今すぐできないと思うので、中長期的にちゃんと処遇改善をしていこうということで財源をつけていただかなくては行けないのですが、ただ、今すぐできることというのもあります。それが年に1回の保育士試験を通年化、もしくは複数回化していくということでございます。

私、実は保育士資格を持っております。保育士試験を受けました。年に1回、これぞと行って受けたわけなのですけれども、実は10科目ペーパー試験がありまして、第1回目、9科目受かりました。お恥ずかしいことに、1科目は1問だけ間違えて合格ラインを下回ってしまったのです。追試とかあればすぐ保育士になれたのですけれども、たった1問逃しただけでまた来年ということになってしまって、大変悔しい思いをいたしました。勉強不足といえばしょうがないのですけれども、しかし、事は緊急を要するわけなのです。年1回しか保育士を養成できないにもかかわらず、認可保育所では実は保育士率100%というものを求めているわけなのです。ですので、保育士がいないと認可保育所を開けないという状況になりますので、かなり深刻な問題になるわけなのです。ですから、保育士試験をぜひ四半

期に1回、あるいは年に2回ぐらいはやっていただきたいと思います。

これが可能になると、例えば我々のように保育事業者が、実務経験があるけれども、保育資格がないという幼稚園の先生であるとか、あるいは子育て経験はあるのだけれども、資格がないというような人材を採用して、もう数カ月間みっちり、ちゃんと実習と座学の研修を行って保育士試験を受けてこいというような形で学びを促進し、スピードアップして保育士を養成していくということも可能なわけなのですけれども、これが年に1回だとなかなかそうはいかないということになるわけなのです。

こういうことを言うと、保育士の質が問題でしょうと、短期間で育成して、そんなのは保育士の質が問題なのではないですかと言われてしまうのですけれども、今でも試験さえ受ければ保育士になれますので、そういう意味では、別に2回になろうが余り質は関係ということが言えるかなと思っております。

もし、本当に保育士の質云々ということを使うのなら、免許更新制とかというのをちゃんとやるべきだと思っておりますので、そこは入り口を絞るロジックは通じないかなと思っております。

実は、私は内閣府の子ども・子育て会議の委員もやらせていただいておりますので、しつこく厚労省さんのほうにお願いいたしました。そうしたら、厚労省さんもしっかり考えてくださいました。しかし、結論として、ごめんなさい、できませんとおっしゃられました。

その理由としては、国家資格というのはすべからず受験料によってきちんとペイしなくてはなりません、と。年1回、学校が休みの、大学が休みのところで会場を借りられているので安く済んでいるのです。なので、これを複数回にすると、普通の試験会場を借りなければいけない。そうするとコストが跳ね上がる。そうすると受験料がペイできなくなってしまふということ、かつ受験生が別に2倍になるわけではないので、さらにペイできません。そうすると、財務省になんで赤字なのですかと言われてしまいますしできないのですよというような返答をいただきました。

それはこういう事態なので別に予算をつければいいではないですかと言ったところ、国家資格で予算をつけてもらいたい資格はほかにもあります。この保育士だけ特例化してしまうと、ほかはなぜつけないのですかという話になってしまふ財務省が最も嫌がります。それは全然通らない話ですということで、あえなく挫折してしまいました。

そういう意見もごもっともだと思っておりますが、一方で、例えばですが、保育士不足が実は深刻なのはこの5年ぐらいなわけですね。なぜならば、実は人口減少が同時期に、今、まさに始まっていますので、今は働く親がふえているので保育需要がふえていますけれども、あるとき、多分これが2019年とか2020年まで言われていますけれども、ちょっとずつ需要が減っていくわけですね。そうすると、保育士不足というのが徐々に緩和してくる。ですので、そういう意味で時限的に予算というものをに入れてくれないかというように思っておるわけですね。

それも全国一律で難しいということになれば、この特区で、特区に限ってはきちんと予算を当て、複数回化しますよということができないでしょうか。特区と言っても都市部になるわけでしょうが、保育士不足が深刻なのは都市部なのです。地方では逆に余っているという状況がありますので、例えば東京であるとか、大阪であるとか、都市部に限って特区にさせていただいて、保育士不足解消特区をつくっていただいて、このような特別な対応というのをさせていただけないかなと思っております。

最後に全く違うテーマなのですが、ぜひ皆さんのお耳に入れておきたいというのが100平米の壁問題というものがございます。余り世の中には取り沙汰されてはおりませんが、今後、待機児童解消するに当たっては避けては通れない話題でございます。先ほどの小規模保育、マンションや一軒家を活用してどんどんそれを保育園にできるという画期的な企画でございます。しかし、それを阻むのが100平米の壁です。

何かと申し上げますと、実は建築基準法では100平米を超えると、住居から保育施設に用途変更しなくてはなりませんよとなるわけなのです。そうすると、何が起きるかということ、マンションのある部屋を住居ではなくて保育施設に用途変更してくださいということをお願いしなくてはいけなくなります。そうすると、さまざまな面倒くさい手続きがそこから発生するわけです。そこまでして貸したくないよとなるのが、デベロッパーさんやオーナーさんの意向になるわけなので、結局のところ、100平米を超える小規模保育施設を極めてつくりづらいという状況なのです。

なので、今、ぎりぎり100平米の小規模保育物件を探して、そこでオープンすることになるのですが、そうするとどうしても12人定員とかになるわけなのです。法律では19人まで認められているのですけれども、やはり100平米を超えざるを得なくなりますので、そうすると、ごくごく少人数になってしまう。もうちょっとつくりやすくするためには100平米の壁というのはものすごく邪魔なのです。ですので、特区においては、この用途変更の適用除外をしていただけないか。それで大して困ることはありませんので、ぜひお願いしたい。

建築基準法の施行時点では小規模保育などはありませんでしたので、こうしたことに関してぜひ柔軟に対応していただけないかと。もし、それが難しいのであれば、100平米規定を250平米ぐらいに拡張してくれれば、大体小規模保育で250平米以内におさまりますので、問題なくどんどんつくっていけるということになります。せっかく機動的な小規模保育のモデルが得られましたのに、この建築基準法というものが邪魔をしてつけれないというのはいかにも惜しいことでございます。ですので、これを特区の中にぜひ盛り込んでいただけないかというのが小規模保育協議会の理事長である私の切なる願いでございます。

というわけでプレゼンテーションを終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

随分さまざまな論点が挙げられたと思いますが、まず、年に2回の話ですけれども、先ほどちらっとおっしゃったけれども、回数をふやすだけではなくて部分的に取れるような

仕組みも必要なのではないかとおっしゃいましたね。

○駒崎代表理事 実には添付されている資料でより詳しく書いてあるのですが、保育士試験というのは一次と二次で分かれています。一次は10科目のペーパーテスト、そして二次は本を読んだり、ピアノを弾いたり、読み聞かせをしたりするのです。今言った3つのうち2つを選択してやるのです。私はピアノが全然弾けないので、読み聞かせと絵を描くというのをやりました。合格させていただいたのですけれども、実は二次で落ちるのは余りいないのです。大体95%は通るといふことなので、ということは、二次は意味があるのですかという話になりますね。例えば絵本を読むとかというの、別に現場に配属して頑張る努力すればいいだけの話ですね。絵を描くとかというの、絵がちょっとぐらい下手でも、すごく楽しく頑張る子供たちとやればいいだけの話なので、それを二次で課す意味はあるのですかということになります。

だとするならば、まず一次だけ受ければ仮認定をして、現場でやってもらって、それで二次に関してはいつ受けてもいいですよみたいな形にしておけばもっともっとハードルというのは下がりますし、実質上余り意味ないハードルというの撤去できますので、仮認定制度みたいなものというのがあるといいのではないかなと思っております。

○八田座長 もう一つは、一次の中でも1科目だけ受からなかった場合に、それは後で追試で受けられると、それだけやれば通るといふことも考えられるわけですね。

○駒崎代表理事 あるといいですね。仮認定して、1年以内に受けてくださいねというように形にして1科目取れましたよということであれば、そんなに別にそこまで実情が変わらないと思いますので、そういう形がいいのではないかなと思っております。ただ、時限的にさせておけば質の部分もそんなに問題ない。例えばこれが未来永劫9科目しか受けていないのにとずっといるという、それは保育士の資格はどうなのですか、毀損するのではないのですかという御批判もあろうかと思っております。ただ、例えば1年以内、2年以内に通ってくればという形にすれば、質の問題というのでもそこまで毀損することではないのではないかなと思っております。

○八田座長 今は例えば9科目受かってもう1科目というときに、2年目はもう1科目だけ受ければいいのか。

○駒崎代表理事 もう1科目だけ受ければいいのかのですけれども、1年待たなければいけない。

○八田座長 わかりました。了解です。

もう一つは、先ほどおっしゃった、私の理解では保育士さんになるには、とにかく学校に2年間通わなければいけないのかと思っていたのですが、先ほどのお話ではそうでもないのですか。

○駒崎代表理事 そうですね。学校に2年間通うと卒業と同時に資格が得られるということはあるのですけれども、保育士の養成校を出ていない人は資格試験を受ければいいのか。そういう意味で資格試験を受ければいいのかという意味合いにおいては取りやすくはある

のですが、しかし、1年に1回しかない。

○八田座長 むしろ養成校を出ている人は、先ほどの一次試験が免除されるということですか。

○駒崎代表理事 はい。二次もある種卒業と同時に付与されるという形になるので、一次も二次も養成校を出れば付与される。

○八田座長 試験を受かる人と学校を卒業する人ではどのぐらいの割合ですか。

○駒崎代表理事 手元に正確なデータがないので余りいいかげんなことは言えないのですが、基本的には養成校を出て保育士になるという道がスタンダードな道だと認識しています。

○八田座長 しかし、試験で受かれば、本当に誰でも自分で勉強すればできるのではないか。

○駒崎代表理事 そうですね。一方で、今は実は保育士さん、保育士の養成校というのは幼稚園資格も取れて保育士も取れる、つまり、ダブルメジャーが基本なのですが、今の40代ぐらいの方々はオアだったのです。幼稚園の教諭オア保育士という形だったので、かなり実力があつたりとか現場経験があるのに幼稚園資格しか持っていないという方もいらっしゃるのです、こういう方はすごくもったいないと思います。

○八田座長 そういうときに資格が役に立つわけですね。

○駒崎代表理事 試験が役に立ちますし、もっと簡易にそういった方々、幼稚園の先生には保育士さんになれるようにという道を開くべきかなと思います。

○八田座長 2年目を受けるときは値段を高くすれば解決するでしょう。あるいは年に標準の何月かのときは普通の値段だけれども、別途のときは高くするとか、そういうこともあり得ると思います。

○駒崎代表理事 それは私も提案しまして、本試験と補講試験みたいな感じにしたらどうですかということは厚労省に言ったのですが、それでも足りませんということをおっしゃっていましたし、あとは同じ試験なのに値段が高いというのはロジックがつかないということをおっしゃっていました。

○八田座長 しかし受けるチャンスが全くないより高くてもチャンスがある方がいいだろうと思います。2回目の試験が今ないということは、2回目の試験の受験料が無量大だと考えることも出来ます。しかし状況は、わかりました。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○原委員 後ろのほうで書かれているインターネットベースのものもぜひやったらいいと思うのですが、これは議論されましたか。

○駒崎代表理事 はい。申し上げましたところ、インターネットベースのものは検定ではあるけれども、資格ではないから、実例がないのでできません、ということでした。

○原委員 国家試験ではないということですね。

○駒崎代表理事 そうですね。国家試験では事例はないからできません、と。

○原委員 特区で実験してみたらよろしいのではないですか。

○駒崎代表理事 あとはそれをインターネットにしたとしても、コストの部分では今よりは安くはできないからできませんということを厚労省はおっしゃっていました。

○原委員 安くはできないというのは、それはシステムを組むのとかにお金がかかるということを言われているのですか。

○駒崎代表理事 システムを組んだりとか、あとはTOEFLとか、かなりそういう意味ではしっかり設備投資をしているので、大学をすごく安く使わせてもらっている今よりも高くなってしまいます。計算したけれども、インターネットベースのほうが高くなるのだというのが彼らの主張ですので、そうですかというところですね。

○原委員 もし議論されている中で聞かれていたら、それはどこの部分にそんなにお金がかかるのでしょうか。問題をつくってコンピュータでやる分にはそんなにかからないと思うのです。

○駒崎代表理事 TOEFLとかはコンピュータがたくさんある試験会場とかをある種持っていたりとか、借りていたりということがあるのです。その会場経費みたいなものというのがそれなりにかかりますよということです。今、実は保育士試験というのは大学とかの休みのときの会場とかを使って、しかも一斉なので、それなりに安い。積算するとそちらのほうが安いのだみたいなお話でした。

○原委員 よくやられているインターネットベースのというのは、それこそ別にそんなに大きな会場ではなくて小さなところでコンピュータが置いてあるのを幾つか確保しておいて、そのかわりいつでも行けますよという仕組みですね。だから、そういう拠点を幾つかつくってしまえばそんなに。

○駒崎代表理事 多分、でも全国くまなくみたいな話でいうと高くなると思うのですけれども、ここは特区とかで、東京でとかというところで保育士不足が言われるところの一部とかであれば、そんなにかからないのではないかなと思いますし、また厚労省がつくるとかといったらそうかもしれないけれども、既存のTOEFLとかでやっているようなプラットフォームに乗せてもらってやるとかだったらそんなにかからないのではないかなと思うので、計算根拠とかまで出してくださいというところまではまだいけなかったもので、そこは考える余地があるのではなかろうかなとは思っています。

○八田座長 受験料はどのぐらいになるのですか。

○駒崎代表理事 受験料は数千円だったと思います。今今がわからないので、そんなには高くはないと思います。

○原委員 これももし御記憶であれば、どれぐらいの規模ですか。大体受検者、合格者。

○駒崎代表理事 私が受けた会場では、何百人が受けています。

○原委員 トータルで、年間。

○駒崎代表理事 トータルは何人ですかね。申しわけないです。多分どこかにあると思うのですけれどもね。

○八田座長 そこはさっきの読み聞かせ等2次の科目ほかにも、余り役に立たない科目というのがあるのでしょうか。

○駒崎代表理事 ペーパーテストの中では、これはなんであるのかなみたいなこととか、あとは例えばマークシートですので、保育所保育指針というガイドラインがあるのですがけれども、そこを穴抜きして、これは何が入っていますかというような感じなのですがけれども、かなりトリビアな、国家なのか、政府なのか選びなさいとか、別にどちらだっていではないかみたいな話とかがあったりして、でも、一方でリスクマネジメントの話がごそっと抜けて、例えばSIDSとって子どもは突然死したりするのですけれども、そうした場においてどのように防げるかとかという話とか、あるいはリスクマネジメントのためにどのようなPDCAサイクルを回すかみたいな話というのは抜けていたりするのです。かなり現場には合っていないということをペーパーテストを受けて思いました。

○八田座長 100平米の壁ですけれども、用途変更を必要というのは保育所に使うときに100平米なのですか。

○駒崎代表理事 そうですね。小規模保育として使おうと思うと、例えば70平米の3LDKを保育所として使いますといったら別に用途変更は必要ないです。だから、そのまま借りてそのままできるのですけれども、100平米を超えた瞬間に、もう申請書を出して用途変更してくださいという。

○八田座長 これは保育所以外のときではそういう用途変更はあるのですか。

○駒崎代表理事 あります。この末尾に法令を出させていただいているのですけれども、いろいろ上げて、特に保育所に限ってではないのですけれども、用途は変えなければいけないですよとなる。

○八田座長 例えば仮にどんなものですか。保育園というのは子供たちもいっぱい来るから、近所としては結構迷惑かもしれない。楽しみだと考える人もいるかもしれないけれども。

○駒崎代表理事 9人とか10人とかで3LDKで預かりするという形になる。

○八田座長 例えばマッサージとかも一定の規模以上になったら。

○駒崎代表理事 そうです。全てそうです。例えばよくあるのが、マンションの一室を旅館みたいに使おうみたいなときとかは、建築基準法的には用途変更を出さなければいけないですし、あるいは旅館とかを所轄する法律にも触れたりする。

○八田座長 物によって100平米だったりいろいろ平米数が変わるわけですか。

○駒崎代表理事 基本的には一律で100平米を超えたというものという形です。

○八田座長 ということは、これを要求するとしたら、保育だけ100平米をあれするということですね。

○駒崎代表理事 そうです。適用除外にしてくださいということですね。

○藤原次長 施行令のところに施設が書いてあるだけで、恐らく保育所は児童福祉施設のところで読まれると思うのですけれども、この100とか250というのは法律にむしろ書いて

あるのですか。あるいはガイドラインや省令など、要するにここに100と書いていないので、どこかに書いてあるのでしょうか。

○駒崎代表理事 どこかに書いてあります。施行令より下のレイヤーかなとは思いますが。

○藤原次長 またそのような、100と書いてあるものがありましたら、教えていただければと思います。

○八田座長 100平米以下だったら、キャバレーもやっていいのですか。

○駒崎代表理事 用途変更が必要ないというだけで、多分キャバレーはキャバレーの風俗営業法みたいなものがあって、別のものに引っかかると思います。

○八田座長 小規模キャバレーだと。

○駒崎代表理事 基本的に住居で保育ができるということが強いのです。実は家庭的保育というのはまさにそれでやっているの、特に別にそういったものには触れずにできるのですけれども、100平米を越えた瞬間に住居扱いしてくれないがゆえに、いろいろ困ったことになるということはありません。

○八田座長 実際これは建設省の人に伺うのが一番いいのかもしれない。そういう用途が変わると何が一番大きな弊害なのですか。

○駒崎代表理事 それは誰にとっての弊害ですか。

○八田座長 建物を管理する側にとってですね。

○駒崎代表理事 管理する側にとって、恐らくこれ自体は、要は住居としてつくられたものだし、ここは住居しかつくれませんよみたいなエリアとかというのが設定があるわけですね。

○八田座長 そうすると、もうこれは住宅の一部みたいなものだと考えればいいわけですね。保育はね。

○駒崎代表理事 住居なのですけれども、子供がいますよと、子供が生活しているので住居なのですねと言えればいいのですけれども、要はこれは別に映画館とかとしたらさすがに住居ではないですけれども、でも、保育というのは基本的には生活の場なのだという話が通るといいなど。

○八田座長

きょう、おっしゃったことについてはよくわかりました。

○原委員 具体的な案にしていってみたいですね。

○八田座長 保育の規制緩和をぜひやりたいと思いますので、今後ともいろんな問題を御指摘いただくことになると思いますけれども、これからもよろしく願いいたします。

○駒崎代表理事 きょうはどうもありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。